

令和元年度第1回習志野市福祉問題審議会 議事録

日 時：令和元年8月1日（木） 午後1時から午後3時まで

場 所：市庁舎1階会議室

委員出席者：海寶嘉胤委員（会長）、豊崎哲也委員（副会長）、田所喜美子委員、
越智桂委員、高橋君枝委員、矢作郁江委員、阿部友理委員、
宮内宏和委員、伊藤奈津子委員、伊東くに江委員

事務局出席者：菅原優健康福祉部長、松岡秀善健康福祉部次長、大竹博和健康福祉政策課長、
竹口正樹係長、鎌田直隆主任主事、千葉麻衣主任主事
安田輝智社会福祉課長、海東和人係長、竹内敏彦主査補、
小澤由香こども部長、小平修こども部次長、江口浩雄こども部副技監、
佐々木博文こども政策課長、三代川昌弘係長、高地清美主事、
齊藤洋介こども保育課長、青野孝幸こども部主幹

議 事：委嘱状交付式次第

- 1 開会
- 2 委嘱状交付・委員紹介
- 3 事務局紹介
- 4 閉会

会議次第

開会

- 第1 会長の選出
- 第2 副会長の選出
- 第3 会議録の作成等
- 第4 会議録署名委員の指名
- 第5 審議

(1) 葬祭事業の廃止について（社会福祉課）

第6 協議

(1) 認可外保育施設「保育ルーム ロゼッタ」の小規模保育事業所認可移行について（こども政策課）

第7 報告

- (1) 習志野市子ども・子育て支援事業計画の策定について（こども政策課）
- (2) 幼児教育・保育の無償化について（こども保育課）
- (3) 習志野市地域福祉計画の策定について（健康福祉政策課）

第8 その他（事務連絡等）

閉会

議 事 録 :

発言者	議題・発言内容及び決定事項
	<p>委嘱状交付式</p> <p style="text-align: center;">開 会</p> <p style="text-align: center;">委嘱状交付・委員紹介</p> <p style="text-align: center;">事務局紹介</p> <p style="text-align: center;">閉 会</p> <p>会議</p> <p style="text-align: center;">開 会</p> <p>委員は10名全員が出席であるため、本会議は成立した。</p> <p style="text-align: center;">議 事</p> <p>日程第1、会長の選出について。指名推薦により海寶委員が会長に選出される。</p> <p>日程第2、副会長の選出について。会長一任により豊崎委員が副会長に選出される。</p> <p>日程第3、会議録の作成等について諮る。</p> <p>会議録については、要点筆記とし、会議名、開催日時、開催場所、出席者氏名、審議事項、会議内容、発言委員名及び所管課名を記載したうえで、非公開の審議事項を除く記録について、市ホームページにおいて公開することについて諮り、了承を得る。</p> <p>日程第4、会議録署名委員の指名について、田所委員の指名について諮り、了承を得る。</p> <p>【市長挨拶】</p> <p>審議事項の「葬祭事業の廃止について」は、自助共助の部分でできるものについては協力をしていただきたいという趣旨であり、詳細を説明したい。</p> <p>日程第5、審議（諮問）について。宮本市長から健福政第69号にて、「葬祭事業の廃止について」諮問し、社会福祉課より説明を求める。</p>
宮本市長	
海寶会長	

<p>安田社会福祉課長</p>	<p>本市の葬祭事業については、霊柩自動車の運行、祭壇の飾り付けや撤去を習志野霊柩自動車および葬具の設置および管理に関する条例に基づき、有料にて実施している。</p> <p>また習志野市葬祭に関する寝棺及び納棺品支給要綱に基づき、寝棺、納棺品を現物支給している。事業内容としては、霊柩自動車は15人乗りのマイクロバス型で市職員が運転し、葬儀後、火葬場に向かうための運行を行っている。葬具の設置については、仏式、神式、キリスト教式の祭壇を用意し、習志野市内の自宅、寺院及び集会所等で葬儀を行う場合、市職員が祭壇の運搬・設置を行い、葬儀終了後は後片付けを行っている。</p> <p>寝棺の現物支給は、習志野市に1年以上在住の市民の方が亡くなった場合、葬儀主催者に無料で支給しており、寝棺の組み立ては市職員が行っている。その他に火葬の際に亡くなった方の旅支度として寝棺の中に入れる納棺品として白い着物、草履、旅傘を無料で支給している。寝棺・納棺品は主に葬祭業者が葬家の代わりに市役所に取りに来ている。</p> <p>これらの業務にあたり社会福祉課職員4名を配置して1月1日を除き364日を5週10休の体制、通常3名、火葬のない友引の日は2名にてローテーションで勤務している。近年の核家族化の進行やライフスタイルの多様化などで自宅や集会所等で葬儀を行う市民が少なくなり、本事業を利用する市民も年々減少している。これらに応えるため民間事業者も増加し提供する商品や価格も幅広く選択可能となっている。</p> <p>また本年10月には四市複合事務組合の第二斎場も供用開始となり、さらに葬祭の環境が整うことから更なる利用者の減少が予想され、また第二斎場の供用開始に伴う組合への分担金も増加となる。</p> <p>次にこの制度の廃止に伴う影響額は、事業費で寝棺などの原材料費366万5千円、人件費で3,004万円、合計で3,370万5千円の削減となる。</p> <p>近隣市の状況については、四市複合事務組合を構成している八千代市は直営で葬祭事業を行っていない。鎌ヶ谷市は平成29年度に葬祭事業を廃止し、船橋市は祭壇の貸し出し事業はあるが10年以上貸し出し実績はない。県内他市では成田市以外は葬祭事業を実施していない状況である。</p> <p>このようなことから、公的支援を必要としていた時代背景の中での本事業の目的はおおむね達成していると判断することから、費用対効果を考慮し、令和元年度をもって廃止したいと考えている。なお葬儀等の相談業務については、今後、単身高齢者の増加により、ニーズが高まることが予想される終活支援についての相談にも力を入れていく。</p> <p>また市民及び葬祭事業者への周知については、広報誌・ホームページ及び案内文書などを利用し、丁寧に周知していく必要があると考えている。</p>
<p>菅原健康福祉部長</p>	<p>葬祭事業の廃止となっているが、直営で市職員が実施することについて廃止するということであり、葬祭事業自体は習志野市も四市複合事務組合として共同で実施している。</p>

田所委員	<p>今後の相談窓口はどこになるのか。また今後はどのような流れで相談すればよいか。</p>
安田社会福祉課長	<p>生活に余裕がない中での葬儀方法等の相談は今後も継続して社会福祉課が窓口となる。また終活支援の事務も社会福祉課であり、これまでよりも幅広い相談を受けられるようにしたいと考える。</p>
宮内委員	<p>市長の話の中に出た別の窓口とは、終活支援のことか。</p>
菅原健康福祉部長	<p>葬祭事業に限定するものではなく、市全体として生活困窮者に対する様々な取り組みで対応しているということ。</p>
高橋委員	<p>霊柩車や祭壇等の支給や手配は無くなるが、今後は終活支援に向けてアドバイスをしていくという理解でいいか。物品の貸し出しも無くなるのか。</p>
安田社会福祉課長	<p>今までは棺と納棺品は無料、霊柩車と祭壇は有料であったが、自宅や集会所で葬儀をするとき、市の職員が手伝いをしていた。今後は葬祭事業を廃止し、馬込斎場の案内をする。10月にオープンする茜浜の第2斎場でも同様に運営していくため、葬祭事業自体が無くなるということではない。</p>
高橋委員	<p>市民に分かりやすい説明が必要だと感じる。葬祭事業の廃止については、時代の流れで仕方ないと見受けられる。</p>
海寶会長	<p>令和2年3月31日をもって、葬祭事業を廃止するという諮問事項については承認し、付帯事項として、第1点はその他の相談業務について引き続き従来通り行うこと、第2点は廃止に伴う様々な問題を最小限にとどめるために、市民への周知徹底を行うということによろしいか。内容については会長一任でよいか。</p>
<p>異議なしの声</p>	
海寶会長	<p>原案の通り承認する。</p>
海寶会長	<p>以上で日程第5、審議を終了する。 続いて日程第6、協議(1)「認可外保育施設「保育ルーム ロゼッタ」の小規模保育事業所認可移行について」こども政策課より説明を求める</p>
佐々木こども政策課長	<p>小規模保育事業所をはじめとする地域保育型事業の設置認可については子ども・子育て支援新制度において市町村の認可業務になっている。 また児童福祉法においては、認可しようとするときには予め児童福祉審議</p>

	<p>会の意見を聞くよう定められているため、福祉問題審議会において協議のうえ意見を伺うものである。</p> <p>それでは申請のあった具体的な内容について説明する。</p> <p>設置運営事業者については有限会社ウェルフェア、事業施設住所は習志野市秋津5-5-6である。次に設置する小規模保育事業所の整備概要については、施設名は「(仮称)保育ルーム ロゼッタ」、設置予定場所については、秋津5-5-6グループホーム谷津園内である。屋外遊戯場となる秋津5号児童公園までの距離については約190m、子どもの歩行速度で徒歩5分となっている。</p> <p>それでは裏面を御覧いただきたい。施設の概要を一覧にしているが、その中から主だった項目のみ説明させていただきたい。</p> <p>事業予定日については、令和元年10月1日を予定している。事業の種類については、小規模保育事業B型、定員は18人で0歳児6人、1歳児6人、2歳児6人、一時保育は2人の受入れが可能である。事業対象延べ床面積については記載のとおりで、職員数についても記載のとおりとなる。</p> <p>給食は自園調理で、3歳児の進級先となる連携施設については、市立秋津保育所となる。これらの記載事項については、認可基準を満たすものとなっている。</p> <p>最後に保育方針であるが、記載のとおり、1人1人の子どもの最善の利益を考慮し、権利を尊重したうえで、より良い音楽や優れた玩具に囲まれ和食を中心とした味覚の育成を図るなどの法人の特徴をプラスした保育を実施するということである。</p> <p>この保育事業所が認可されることについての担当部の見解であるが、開設することについては、本市の児童福祉の向上につながるものであること、また本市の課題である待機児童対策にもつながるものと考えている。</p> <p>タイトルに「移行について」という言葉があるが、現在はどのような形態で経営しているのか。</p> <p>認可を受けていない保育事業所として保育の事業をおこなっている。</p> <p>認可と認可外の料金の違いはどれくらいか。広さについては、無認可であればここより狭くても運営は可能か。</p> <p>認可外は認可の基準の適用がないため、施設が小さくても運営可能である。</p> <p>認可外については、職員の配置基準や一人当たりの必要平米数が、県の基準を満たすものなので、市よりも緩い基準となっている。ロゼッタという認</p>
越智委員	
佐々木こども政策課長	
越智委員	
佐々木こども政策課長	
小澤こども部長	

	<p>可外保育施設は、習志野市から保護者に保育料の助成をしている施設であるため、習志野市の基準として、一人当たり2.5平米、職員については、3分の1は保育士確保という条件を出している。しかしながら、小規模保育事業所に移行すると、認可保育所と同じように0歳児・1歳児については、3.3平米、2歳児以降については1.98平米という県の基準の従うことになる。保育士の配置基準は、ロゼッタの申請はB型である。A型とB型があるが、A型は全て保育士、B型は2分の1保育士確保ということになっているため、小規模保育事業所の方が認可外よりも質が上がってくるということである。</p>
<p>越智委員</p>	<p>認可外保育所に対する助成等については、現在どういうものがあるか。</p>
<p>佐々木こども政策課長</p>	<p>認可保育所は市が決めた保育料であるが、認可外保育所については値段が高い場合も多いため、市が定める保育料との差額について助成するという制度があり、助成する保育料の限度額は月額4万円である。</p>
<p>高橋委員</p>	<p>ロゼッタはデイサービスやグループホームを運営しており、秋津5丁目の民家を借りて保育をしている。他には社会福祉協議会のふくっぴーサロンが空いているとき場所を借りていると聞いた。実際に行ったとき、保育所は工事中だったが、施設長や職員と高齢者事業の方で交流を持っているので会う機会がある。保育所は住宅街にあり、谷津干潟も傍にあるので、環境的にはいいと思う。</p> <p>1点気になるのが、預けて仕事に行く人には不便な場所かもしれないという点だが、現在も認可外として活動しているため、このまま認可移行の方向で進めてほしい。</p> <p>最近、保育所での虐待のニュースが流れてきているので、市で目を光らせて、虐待のない保育所にして欲しい。</p>
<p>豊崎委員</p>	<p>認可外保育施設は増えているのか。</p>
<p>小澤こども部長</p>	<p>現在は、市として認めていないので増えていない。認可外保育施設に対し、認可施設に移行するための支援を続けている。</p>
<p>豊崎委員</p>	<p>何か新しい動きはあるか。</p>
<p>小澤こども部長</p>	<p>認可施設への移行も含めての小規模保育事業所を増やしているところである。</p>
<p>阿部委員</p>	<p>ロゼッタは小規模の保育ルームで、以前から障害を持った子どもの受け入れをしていることは、私達の中ではよく知られている。小さな保育事業者から</p>

<p>小澤子ども 部長</p>	<p>インクルーシブ（包括的）な保育が広がっていくということ、そういう考えを民間からしていくということは、大切なことだと考える。</p> <p>公園までの距離が190mであり、見守りが重要になってくるので、事故のないように適切な保育士の配置をし、スムーズに移動ができるようお願いしたい。</p> <p>国からキッズゾーンの設置の提案をされており、子ども部としても、全ての小規模保育事業所が、対象の公園等への歩行経路について確認したところである。危険な場所については申し出を受け、警察との協議した上で適切に対処し、市独自で対応可能なものについては道路課も含めて、協議を行っていく予定である。</p> <p>ロゼッタについても、屋外の使用方法や目的地までの歩行経路について開園前に確認し、安全確保に努めていく。</p> <p style="text-align: center;">他に意見・異議なし</p>
<p>海寶会長</p>	<p>以上で日程第6、協議を終了する。</p> <p>続いて日程第7、報告（1）「習志野市子ども・子育て支援事業計画の策定について」子ども政策課より説明を求める。</p>
<p>佐々木こども 政策課長</p>	<p>計画の位置付けとしては、本市の子ども・子育て支援事業計画は、子ども子育て支援法に基づく市町村子ども子育て支援事業計画と、次世代育成支援対策推進法という法律に基づく次世代育成支援対策行動計画を一体とした計画である。この他に母子保健計画や放課後子ども総合プランを包含した計画となっている。</p> <p>計画期間は平成27年度から令和元年度までの5年間となっており、今年度が計画の最終年度となっている。そのため、次期計画について今年度中に策定する必要がある。次期計画についても、国の子ども子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づく2つの計画を一体とした計画にする。</p> <p>また子どもに係る支援の充実に向けた制度改正に対応し、母子保健計画や新・放課後子ども総合プラン、子どもの貧困対策計画を包含した計画となっている。計画期間は令和2年度から令和6年度までの5年間とする。</p> <p>計画策定のスケジュールについては、現在庁内会議等において骨子を作成中である。今後は子ども子育て支援法に基づく子ども子育て会議や教育委員会会議の意見を踏まえ、素案を作成しパブリックコメントを実施する予定。パブリックコメントを実施する前に、パブリックコメント案を作成し、福祉問題審議会にも報告するとともに、意見を伺う予定である。パブリックコメント終了後に、会議や市民からの意見を踏まえ、最終案を作成するが、最終案は福祉問題審議会で諮問したいと考えている。</p> <p>スケジュールは資料に記載のとおりである。8月がスケジュール報告、</p>

<p>海賢会長</p> <p>青野こども部主幹</p>	<p>10月にパブリックコメント案の報告、1月に最終案の諮問というスケジュールで考えている。次回の報告の際には多くの御意見をいただきたい。</p> <p style="text-align: center;">意見、質問なし</p> <p>続いて報告(2)「幼児教育・保育の無償化について」こども保育課より説明を求める</p> <p>この無償化は令和元年5月10日に改正子ども子育て支援法が確立されて、いよいよ10月から本格的にスタートすることになる。実施財源は、社会全体ですべての子どもたちの健やかな成長を支援する仕組みとして、初めて消費税増税の一部の特定財源を充てる大きな制度改正となっている。</p> <p>次に実施内容であるが、対象は①法律により制度的に必要担保された幼稚園・保育所・こども園となる。②保育の必要な子どもについては、幼稚園・こども園の預かり保育が対象になるとともに、待機児童対策の観点から認可外保育施設等も無償化の対象となる。</p> <p>次に対象クラス、年齢であるが、今回の無償化では①3歳児クラス～5歳児クラスのすべての子どもが無償化の対象となる。②0歳児クラス～2歳児クラスについては、市区町村税非課税世帯の子どもが対象となるが、習志野市の場合は保育所・こども園・公立幼稚園は既に無償化としているので、大きな変更はない。</p> <p>次に幼児教育・保育の無償化の意義であるが、幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うもので、すべての子どもに質の高い教育を受ける機会を保障することは、とても重要なことである。それを無償化により幼児教育にかかる費用を社会全体で負担することにより、すべての子どもに質の高い幼児教育を受けることを実質的に保障することになる。</p> <p>次に効果としては、経済的負担感の大きい幼児教育の費用を軽減し、少子化を改善することが挙げられる。</p> <p>資料のグラフは国の出生動向基本調査結果となる。妻の年齢別に見た、予定子ども数が理想子ども数を下回る夫婦のうち、子育てや教育にお金がかかりすぎるからと回答した人の割合となる。30歳未満で76.5%、30歳から34歳で81.1%と、高くなっている。</p> <p>次に同じくアンケート結果として、国が実施した結婚・家族形成に関する意識調査の中で、どのようなことがあれば、もっと子どもが欲しいかとの設問の回答結果になる。将来の教育費に対する補助が68.6%、幼稚園・保育園に関する費用の補助が59.4%となっており、多くの人が補助を求める結果となっている。</p> <p>効果として③幼児教育への投資の効果は、受けた本人だけでなく、社会に対しても効果が大きいことが挙げられる。この調査結果は、1960年代のアメリカミシガン州で2年間就学前教育を受けた者と受けなかった者との</p>
-----------------------------	---

間で40歳時点までどれほどの差があるか追跡したペリー就学前計画の結果となる。この調査に係る幼児教育では、特に根気強さ、注意深さ、意欲、自信といった非認知的特質に重点を置いた教育をしたところ、本人としては、14歳での基本的な到達は、幼児教育を受けた人が49%となり、受けない人の15%の3倍強となっている。

また社会に対する効果としては、月給2千ドル以上は幼児教育を受けた人が29%、受けなかった人が7%と、4倍強となっている。また生活保護の非受給率は幼児教育を受けた人が41%、受けない人が20%と約2倍の差となっている。幼児教育は社会的にも税収の増や生活保護受給の削減などの効果があることが、この調査結果から読み取ることができる。

次に無償化の内容について、①保育所長時間児の状況であるが、3歳児クラスから5歳児クラスの子どもは、すべて保育料が無償となる。

ただし、給食食材費については、自宅で子育てを行う場合と同様にかかる費用なので、無償化の対象外となり、実費負担となる。この食材料費については負担軽減措置がされる。食材料費が徴収されることにより、逆に負担が増えてしまうことがないよう、配慮している。これまで国基準保育料で軽減措置がされていた年収360万円未満相当世帯と第3子以降については、食材料費の支払いが免除される。

次に②幼稚園・こども園短時間児であるが、こちらも3歳児クラスから5歳児クラスまで保育料が無償となる。

ただし、新制度未移行の幼稚園、市内で言うと私立幼稚園については独自で保育料を設定していることから、上限月額2万5,700円までが無償となる。

次に幼稚園・こども園短時間児のうち、保育所等に入所する子どもと同じように保育が必要な子どもは、教育時間の前後に行っている預かり保育について、上限1万1,300円まで無償化される。この保育が必要とされる要件については、これまでの保育所等と同様に、日中仕事をしているため月64時間以上児童の保育にあたれない等となる。

次に③認可外保育施設であるが、待機児童問題により、認可保育所に入れない子どもたちについても代替措置として保育の必要性があると認定された3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもたちを対象として、認可保育所における保育料の平均額の3万7,000円までの利用料が無償化される。この無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことを必要としている。

ただし経過措置として、5年間は基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする措置がされているため、質の確保が課題となってくる。

次に④その他の無償化の対象を説明する。

まず企業主導型保育事業、特別支援学校の幼稚部が無償化の対象となる。また小学校入学前までの3年間を対象に、児童発達支援サービスの利用料が無償化される。この場合、幼稚園や保育所などの他の無償化対象施設を利用

	<p>していれば、いずれも無償となる。</p> <p>その他例外的にファミリーサポートセンター、一時保育、病児保育、ベビーシッター等の利用料が無償化される場合がある。</p> <p>最後に4. 無償化実施にあたる課題について説明する。</p> <p>まず第1に幼児教育・保育のニーズの増加が見込まれる。既に先行して平成29年4月から無償化を実施している大阪府守口市の例では、保育所等への入所申込数が、前年度757人に対し、無償化開始時は1,052人と、1.4倍に増加している。増加理由としては、無償化によるお得感から、潜在的保育需要が掘り起こされたのではないかと報道により論評されているところである。併せて保育のニーズの増加に伴い、保育にあたる保育士などの確保が、より難しくなることが懸念されている。</p> <p>次に2点目の課題として、子育て支援の公平性の確保の課題がある。無償化の対象施設を利用しない在宅育児をする世帯、また無償化対象外施設、例えば幼稚園と同じような幼児教育を実施していて、幼稚園の認可を受けていない施設を利用する子どもなど、対象とならない子育て世帯との公平性の確保が課題となっている。</p> <p>最後に3点目の課題として、保育の質の確保がある。認可外保育施設は、指導監督基準を満たさなくても無償化の対象となる経過措置があり、今後一定の質が確保できない施設ができる可能性もあるため、どのように質を確保していくのか、対処が必要になる。</p> <p>幼児教育・保育の無償化の説明は以上である。10月1日の円滑な実施に向けて、利用者への周知をはじめ、手続きを進めていく。</p>
<p>宮内委員</p>	<p>3. 無償化の内容①の給食材料費の件で第3子以降とあるが、子どもが重なっている場合は安くなる等の縛りはあるか。</p>
<p>青野こども部主幹</p>	<p>第3子以降の考え方は保育所と幼稚園で異なり、保育所の場合は0歳から入所可能であるため、小学校就学前の子どもの人数の中で第何子かという数え方になる。幼稚園の場合は、3歳以降から入園可能であるため、小学校3年生以下の子どもの人数で数え、軽減措置を設けている。</p>
<p>伊藤委員</p>	<p>給食の材料費については月額4千円～5千円ぐらいか。</p>
<p>青野こども部主幹</p>	<p>現在こども園の給食費が主食・副食費・おやつ込みで、1日265円の設定であるため、月20日の場合は5千円超となる計算になる。</p>
<p>伊藤委員</p>	<p>給食費は実費で払うのか。その場合は保育園で実食数を把握し、市が対象の360万世帯から徴収するのか。</p>

青野こども部主幹	<p>公立施設は所管課で徴収する。私立施設については施設の債権になるため、各施設がそれぞれ徴収する。</p>
伊藤委員	<p>学校の給食費の問題と同様に未払いが発生する可能性がある。保育園で実食数を把握するのは大変であると感じる。</p>
高橋委員	<p>幼児教育でやっているものは無償化になるのか。</p>
青野こども部主幹	<p>認可されている幼稚園・保育園、こども園が対象である。保育が必要な場合は、認可外保育施設も対象となるが、幼児教育については基準がないため、無償化の対象にはならない。</p>
越智委員	<p>2. には上限2万5,700円まで無償、3. には上限3万7,000円まで無償と書いてあるが違いは何か。</p>
青野こども部主幹	<p>幼稚園の教育時間（4～5時間）にかかるのが2万5,700円となり、併せて預かり保育（朝・夕）が必要な場合は、1万1,300円になる。認可外は保育が必要な場合に該当するため3万7,000円になる。考え方は同じである。</p>
<p>他に意見・質問なし</p>	
海寶会長	<p>続いて報告（3）「習志野市地域福祉計画の策定について」健康福祉政策課より説明を求める</p>
菅原健康福祉部長	<p>地域福祉計画は、社会福祉法で市町村が策定する努力義務となっているが、本市としては策定している。次年度以降の6年間を期間とする計画を策定するということである。</p>
大竹健康福祉政策課長	<p>地域福祉計画は、市町村が、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策・目標を設定し、計画的に整備していくものとされており、社会福祉法第107条により資料の①から⑤に記載されている事項を一体的に定める計画を策定し、公表することが市町村の努力義務とされている。</p> <p>平成30年4月の改正社会福祉法の施行により、①と⑤の事項が新たに追加された。①の「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」については、福祉部門だけではなく、本市の様々な部門における福祉に関わる取り組みを計画に盛り込むこととなる。</p> <p>また、⑤の「包括的な支援体制の整備に関する事項」については、地域</p>

住民及び支援関係機関等による、相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制（仕組み）を整備することとされている。

平成30年4月現在、本計画を策定している千葉県内の市町村は54市町村中、33市町村であり、策定率は61.1%となっている。令和2年度までに新たに策定を予定している市町村は10ある。

2番の地域福祉計画を策定する目的は、全ての市民が人と人との絆を深めながら共に生き、互いに支えあう地域づくり（共生社会）により、社会的に弱い立場にある人の人権を守り、地域の一員として包み支えあい、あらゆる人の存在価値を認めるソーシャル・インクルージョンに向けた取り組みを進めるとともに、地域共生社会の実現に向けて、各分野にまたがる複合的な課題を受け止める相談支援等、福祉サービスを必要とする住民と、その世帯が抱える地域生活課題の解決に資する「包括的な支援体制」の整備により、本市の地域福祉のビジョン、目指すところの全体像を示すことを目的に計画を策定するものである。

そして、地域福祉社会の構築に向け、市民、団体、事業者、行政等のそれぞれの役割を明確にすることも目的としている。

次に地域福祉計画と他の計画の関係については、地域福祉計画は本市の全体計画である基本構想、基本計画に基づく福祉に関する総合的な計画としての位置づけであることから、第4期障がい者基本計画、高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画の上位計画に位置付けられるものである。また、子ども・子育て支援事業計画、第2次男女共同参画基本計画など、各分野の計画との関連が深く、一部の視点が含まれるもの、基本的な考え方が共通しているなど、関連する度合いは様々となるが、それら計画との整合性を図っていく。

なお、計画期間としては、基本構想の後期基本計画に合わせて6年を予定している。

本計画の作成スケジュールであるが、地域会議とは、地域住民、地域支援者をはじめとした関係各分野の方を参集し、自らが感じている地域生活課題、また課題を解決するために地域でできることなどを協議し、その結果を本計画に反映していくもので、7月に会議を設置し、8月より本計画（案）の作成に向け、意見を求める予定である。

そして、計画（案）については10月頃にこの会議で報告する予定であり、パブリックコメントを経て、3月に完成させるというスケジュールとなっている。

意見・質問なし

海寶会長

以上で日程第7、報告を終了する。

続いて日程第8、その他について、事務局から連絡等があれば伺う。

令和元年度第1回習志野市福祉問題審議会 議事録

大竹健康福祉政策課長	次回の福祉問題審議会の日程については10月を予定しており、具体的な日時は改めて事務局より連絡する。
海寶会長	以上で、日程第8、その他を終了する。
	閉会
	以上